

宮若市次世代育成支援行動計画別冊

「新・放課後子ども総合プラン」に基づく宮若市行動計画

令和2年3月

宮若市

1 行動計画の策定にあたって

(1) 行動計画策定の趣旨

平成30年9月に、文部科学省と厚生労働省の連携のもと、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。この行動計画は、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画として、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針に即し、定めるものです。

なお、宮若市では、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく、「第2期宮若市次世代育成支援行動計画」を作成しており、今回の行動計画は、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく部分を特化したものとして、別冊として定めます。

(2) 行動計画の目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童（小学校に就学している児童）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型及び連携型の放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進めます。

(3) 新・放課後子ども総合プランの目標

「新・放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標は以下のとおりです。

- ① 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。
- ② 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、引き続き約1万か所以上で実施することを目指す。
- ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ④ 放課後児童クラブは、「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

2. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、保護者の就労等の都合により、昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後に小学校等の空き教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。

本市では、現在5か所8クラブを実施しています。運営については、宮若市社会福祉協議会に委託しています。

(単位:人)

学童名	所在地	定員	備考
宮田南学童保育所	宮若市宮田 3461 番地 (宮田南小学校内)	45	
宮田北学童保育所	宮若市龍徳 1464 番地 (宮田北幼稚園内)	80	2クラブ実施
宮田学童保育所	宮若市磯光 1888 番地 6 (宮田小学校内)	45	
宮田東学童保育所	宮若市磯光 567 番地 (宮田東小学校内)	45	
宮若西学童保育所	宮若市福丸 304 番地 1 (旧若宮小学校内)	120	3クラブ実施
合計		335	

【放課後児童クラブ入所児童数】

(単位:人)

学童名	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
宮田南学童保育所	45	25	19	12	5	11	1	73
宮田北学童保育所 1組	40	7	5	6	5	1	2	26
宮田北学童保育所 2組	40	7	8	6	6	1	1	29
宮田学童保育所	45	13	10	5	2	7	0	37
宮田東学童保育所	45	6	18	5	7	4	3	43
宮若西学童保育所 1組	40	9	6	5	8	1	0	29
宮若西学童保育所 2組	40	5	6	4	8	4	1	28
宮若西学童保育所 3組	40	8	4	7	2	5	1	27
合計	335	80	76	50	43	34	9	292

(平成31年4月1日現在)

(2) 放課後子供教室の状況

本市では、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室等を利用した子どもの居場所づくりを進めています。

平成27年度より、市内小中学校の空き教室を利用して、放課後の時間を活用した学力補充学習「みやわかアフタースクール」を開校し、各会場において、宿題や授業の復習などを実施しています。

市の教科指導員や教員OB等を学習コーディネーターとして配置し、地域人材を学習サポーターとして、各会場に配置しています。

【市内小学校の放課後子供教室の開催状況と利用者数】

小学校名	開催状況	開催内容	
		利用者数	年間利用延べ人数
宮田南小学校	49回開催	宿題やプリントによる自学自習	
		52	2,548
宮田北小学校	47回開催	宿題やプリントによる自学自習	
		14	658
宮田小学校	38回開催	宿題やプリントによる自学自習	
		15	570
宮田東小学校	44回開催	宿題やプリントによる自学自習	
		20	880
宮若西小学校	31回開催	宿題やプリントによる自学自習	
		44	1,364

※平成30年度実績

3. 具体的方策、目標等

(1) 放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量

令和2年3月策定の「第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画」において、令和6年度までの量の見込み及び確保の内容については次のとおりです。

ニーズに対応した供給体制を検討していきます。

(単位：人)

	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
① 量の見込み	220	232	237	233	231	225
1年生	72	69	73	66	66	65
2年生	48	56	61	64	57	57
3年生	49	48	46	49	52	47
4年生	33	35	34	32	35	34
5年生	13	17	16	15	15	16
6年生	5	7	7	7	6	6
②確保の内容	335	335	335	335	335	335
過不足(②-①)	115	103	98	102	104	110
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズが高くなってきている状況です。長期休暇中のみの利用など様々なニーズに対応した供給体制を検討していきます。 ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していきます。 ・ 宮若西学童保育所について、若宮小学校跡地利活用計画に基づき、整備します。 ・ (仮称)光陵学童保育所について、宮若市学校等整備計画書(宮若東中学校区小学校編)に基づき、整備します。 					

※「放課後子ども総合プラン」が1年前倒しされ、実施期間が平成26年度から平成30年度までの5年間であることから平成30年度で終了し、平成31年度(2019年度)から「新・放課後子ども総合プラン」が実施されています。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画については、平成27年度から平成31年度(2019年度)までが第1期市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間であることから、「新・放課後子ども総合プラン」と第1期事業計画期間における平成31年度(2019年度)の確保方策については、1年のずれが生じます。

(2) 一体型及び連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和6年度に達成されるべき目標量

本市の放課後児童クラブは、小学校の敷地内に4か所、小学校の敷地外に1か所（閉校した小学校）設置しています。また、放課後子供教室については、各小学校の空き教室で実施しており、一体型と連携型での開設となっています。今後についても、一体型と連携型での放課後子供教室の実施を目指します。

	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
学校数	5校	5校	5校	5校	4校	4校
一体型	4校	4校	4校	4校	3校	3校
連携型	1校	1校	1校	1校	1校	1校
開設割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※令和4年度に宮田小学校と宮田東小学校が再編予定

(3) 放課後子供教室の令和6年度までの実施計画

本市の放課後子供教室は、平成27年度より市内小学校の空き教室を利用して、放課後の時間を活用した学力補充学習「みやわかアフタースクール」を開校しています。各会場に30名程度の参加者があり、宿題や授業の復習などを実施しています。

市の教科指導員や教員OB等を学習コーディネーターとして配置し、地域人材を学習サポーターとして各会場に配置しています。

今後についても放課後子供教室の実施を目指します。

	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
学校数	5校	5校	5校	5校	4校	4校
一体型	4校	4校	4校	4校	3校	3校
連携型	1校	1校	1校	1校	1校	1校
開設割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※令和4年度に宮田小学校と宮田東小学校が再編予定

（４）放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

本市の放課後子供教室は、一体的及び連携型での設置となっているため、放課後児童クラブ利用者が放課後子供教室への参加がしやすいよう放課後児童支援員と学習コーディネーターが連携して実施しています。

今後についても、放課後児童支援員と学習コーディネーターが連携を図り、放課後児童クラブ入所者の参加しやすい運営及び児童の引き渡しなど安全に配慮し、実施していきます。

（５）小学校余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブは施設の管理などについて市と教育委員会でその都度協議を行った上で、余裕教室等を改修整備した教室で放課後児童クラブを実施しています。

今後も入所申し込みの状況により、施設整備を検討する際には市と教育委員会で協議を行い学校の協力を求めています。

放課後子供教室は、空き教室を利用して実施しています。

今後についても、安定して事業が実施できるよう市、教育委員会及び学校と協力し事業を実施していきます。

（６）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの実施主体である市子育て福祉課と放課後子供教室の実施主体である教育委員会との間で、定期的な打ち合わせの機会を設け、両事業の実施状況や課題等について情報共有を図っていきます。

（７）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室における障害のある児童の受け入れは、放課後児童支援員や学習コーディネーターの増員や研修を行うなどして、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう対応していきます。

また、虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童についても安心して過ごすことができるよう対応していきます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブの開所時間については、保護者からの要望など把握した上で方向性を検討し、必要な調整を進めていきます。

(9) 各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員による基本的な生活習慣や異年齢児童などとの関わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であるため、子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性、社会性等の向上を図っていきます。

(10) 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、地域や学校等が連携して子どもの育ちを支える観点から、地域住民が子どもと触れ合う場を設けるとともに、スポーツ・文化・芸術団体など地域人材の参画の促進に努めていきます。